

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	諸外国における上院議員の選出に係る較差（資料）
他言語論題 Title in other language	Disparities in Electing or Appointing Senators in 16 Countries
著者 / 所属 Author(s)	那須 俊貴 (Nasu, Toshiki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	796
刊行日 Issue Date	2017-05-20
ページ Pages	73-86
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	欧米諸国を中心とした16か国における上院議員の選出に係る較差を試算した。較差が大きい国から小さい国まで、上院の位置付けに応じて、調査対象国の較差には幅がある。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

諸外国における上院議員の選出に係る較差

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 那須 俊貴

目 次

はじめに

I 上院議員が直接選挙により選出される連邦国家

- 1 アメリカ
- 2 オーストラリア
- 3 スイス

II 上院議員が主に直接選挙により選出される単一国家

- 1 イタリア
- 2 スペイン
- 3 チェコ
- 4 ポーランド

III 上院議員が間接選挙・任命等により選出される連邦国家

- 1 オーストリア
- 2 カナダ
- 3 ドイツ
- 4 ベルギー

IV 上院議員が間接選挙・任命等により選出される単一国家

- 1 アイルランド
- 2 イギリス
- 3 オランダ
- 4 スロベニア
- 5 フランス

おわりに

要 旨

我が国では、較差是正等を目的とした参議院の選挙制度改革が課題となっている。本稿では、我が国における議論の参考に資するため、欧米諸国を中心とした16か国における上院議員の選出に係る較差を試算した。その際、上院議員が、①直接選挙により選出される連邦国家、②主に直接選挙により選出される単一国家、③間接選挙・任命等により選出される連邦国家、④間接選挙・任命等により選出される単一国家の4つのグループに分けて各国比較を行った。

調査対象とした16か国の中には、上院を地域代表と位置付けて較差が大きい国がある一方で、一定の範囲内に較差をとどめている国もあり、各国の上院の位置付けに応じて、較差に幅がある。我が国においても、参議院の位置付けを明確にした上で議論を行うことが肝要であろう。

はじめに

2016（平成28）年7月に第24回参議院議員通常選挙が執行された。選挙当日有権者数に基づく議員1人当たり有権者数の最大較差は3.08倍であり⁽¹⁾、選挙後には、一票の較差をめぐる選挙無効訴訟が提起され、同年10月から11月までにかけて各地の高等裁判所の判断が示された⁽²⁾。2017（平成29）年中には最高裁判所の判断が示される見込みである⁽³⁾。最高裁判所は、2010（平成22）年7月及び2013（平成25）年7月の参議院議員通常選挙について、都道府県単位の選挙区の見直し等に言及しつつ違憲状態という厳しい判断を示したが⁽⁴⁾、2016（平成28）年7月の参議院議員通常選挙では、一部の県で合区が行われたこと等により⁽⁵⁾、較差が改善しており、今回はどのような判断を示すか注目されている。なお、合区を導入した「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成27年法律第60号）は、その附則第7条で、2019（平成31）年の参議院議員通常選挙に向け、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017（平成29）年1月31日である。

(1) 総務省「平成28年9月2日現在選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数」2016.12.27, p.20. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000456489.pdf> 較差の記述に当たっては、小数第3位を四捨五入した値を用いる。

(2) 2つの弁護士グループが起こした訴訟に係る16件の判決のうち、違憲状態が10件、合憲が6件であった。「[「違憲状態」10「合憲」6 参院選1票格差 高裁判決]『読売新聞』2016.11.9.

(3) 「[「1票の格差」 最高裁判断へ]『日本経済新聞』2016.11.9.

(4) 平成22年7月の参議院議員通常選挙における当日有権者数に基づく較差は5.00倍であり、平成25年7月の参議院議員通常選挙における当日有権者数に基づく較差は4.77倍であった。総務省 前掲注(1) 前者については最高裁判所大法廷平成24年10月17日判決 最高裁判所民事判例集66巻10号3357頁、後者については最高裁判所大法廷平成26年11月26日判決 最高裁判所民事判例集68巻9号1363頁。

(5) 「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成27年法律第60号）により、鳥取県と島根県及び徳島県と高知県がそれぞれ合区され、これら4県2合区を含む10増10減の定数は是正が行われた。

るものとするとして規定している。

このように、我が国では、較差是正等を目的とした参議院の選挙制度改革が課題となっている。そこで本稿では、参議院の較差是正等をめぐる議論の参考に資するため、諸外国における上院議員の選出に係る較差を試算し、上院議員の選出方法の概要と併せて国ごとに取りまとめた。調査対象は、世界経済の発展への貢献等を目的とする国際機関である経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）に加盟している二院制採用国のうち、欧米諸国を中心とした16か国である⁽⁶⁾。以下では調査対象の16か国を4つのグループに分け、上院議員が、①直接選挙により選出される連邦国家、②主に直接選挙により選出される単一国家、③間接選挙・任命等により選出される連邦国家、④間接選挙・任命等により選出される単一国家の順に紹介する⁽⁷⁾。

I 上院議員が直接選挙により選出される連邦国家

1 アメリカ

(1) 選出方法

上院議員の定数は100人で、各州から2人ずつ選出される。任期は6年で、2年ごとに約3分の1ずつ改選される。同じ州の上院議員は改選時期が異なり、選挙時には各州から1人が選出されるため、選挙制度は、州単位の単純小選挙区制である⁽⁸⁾。2年ごとの選挙時には、上院選挙が行われる約3分の2の州と行われない約3分の1の州に分かれる。

(2) 較差

2016年7月の推計人口に基づく、較差は67.04倍である⁽⁹⁾。

連邦憲法は、下院について、各州に定数1人を保障した上で、人口比例により定数配分する旨を規定しているが⁽¹⁰⁾、上院については、人口の多寡にかかわらず、各州の定数を2人と定め

(6) 調査を行った範囲では、限られた情報しか入手できなかった国もあり、何らかの形で我が国の較差と比較することを優先したため、人口に基づいて較差を試算した国もあれば、登録有権者数に基づいて試算した国もある等、較差算出の基礎を必ずしも統一していない。なお、本稿では、上院が間接選挙の場合、間接選挙人団に係る較差には触れないこととする。

(7) 我が国は、4つのグループのうち、②に分類される。以下の記述は、三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分—憲法の規定を中心として—」『レファレンス』691号、2008.8、pp.73-104。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999651_po_069104.pdf?contentNo=1>; 三輪和宏『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（調査資料2009-1-a 基本情報シリーズ④）国立国会図書館調査及び立法考査局、2009。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166395_po_200901.pdf?contentNo=1>; 佐藤令「諸外国の選挙制度—類型・具体例・制度一覧—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』721号、2011.8.25。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050467_po_0721.pdf?contentNo=1>; 那須俊貴「二院制諸国における選挙制度・任命制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』861号、2015.3.27。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111354_po_0861.pdf?contentNo=1> を中心に、各国の議会、選挙管理委員会及び統計局等のウェブサイトを含め、各種資料を参考にした。

(8) 一部の州では小選挙区2回投票制である。

(9) カリフォルニア州の議員1人当たりの人口(39,250,017人÷2議席)÷ワイオミング州の議員1人当たりの人口(585,501人÷2議席)。“Table 1. Annual Estimates of the Resident Population for the United States, Regions, States, and Puerto Rico: April 1, 2010 to July 1, 2016.” United States Census Bureau website <<http://www2.census.gov/programs-surveys/popest/tables/2010-2016/state/totals/nst-est2016-01.xlsx>> 等。

(10) 連邦憲法第1条第2節第3項及び修正第14条第2節。

ている⁽¹¹⁾。このように、下院議員の定数が各州の人口に比例し、上院議員の定数が各州同数とされたのは、連邦憲法の制定過程⁽¹²⁾において、人口の多い州と少ない州の間の妥協を図る必要性があったためであるとされる⁽¹³⁾。各州から同数の議員が選出される上院は、各州の代表と位置付けられる⁽¹⁴⁾。

2 オーストラリア

(1) 選出方法

上院議員の定数は76人である。各州の定数は12人で、首都特別地域及び北部特別地域の定数は各2人である。任期は6年⁽¹⁵⁾である。原則として3年ごとに半数ずつ改選されるが、両院の意見が一致しない場合に両院が同時に解散されることがあり、その際は全議員が改選される⁽¹⁶⁾。選挙制度は、州単位の単記移譲式比例代表制⁽¹⁷⁾である。

(2) 較差

2016年6月の推計人口に基づく、較差は14.88倍である⁽¹⁸⁾。

連邦憲法は、下院議員の州別定数について、各州の人口に比例させる旨を定めているが⁽¹⁹⁾、上院については、各州を代表する議員で組織すると規定し⁽²⁰⁾、各基本州の定数を同数としている⁽²¹⁾。これは、連邦憲法の制定過程⁽²²⁾において、人口の少ない州が、人口の多い州による議会

(11) 連邦憲法第1条第3節第1項及び修正第17条第1項。

(12) 連邦憲法は1788年に成立した。

(13) 阿部竹松『アメリカ憲法 第3版』成文堂、2013、pp.30-34。

(14) ただし、上院議員は州の利害を超えて全国的な政策課題にも取り組んでいるとされる。廣瀬淳子「アメリカ連邦議会議員選挙制度—中間選挙をめぐる課題—」『レファレンス』772号、2015.5、p.28。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9368694_po_077202.pdf?contentNo=1>

(15) ただし、特別地域選出議員の任期は、下院議員（3年・解散あり）と同じである。

(16) 両院の同時解散を受けて全議員が改選された場合は、各州の当選者のうち、得票数で上位半数の者が任期6年に、下位半数の者が任期3年になる。

(17) 有権者は、選挙区の一定数以上の候補者に順位を付して投票する。一定の当選基数（（有効投票総数÷（定数+1））の商の整数部分+1）以上の第1順位票を得た候補者が当選人となる。当選人の得票のうち、当選基数を超えた分である超過票を、投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選人となる。超過票が存在しない場合は、最下位の候補者を落選とし、この候補者の票を、投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選人となる。当選人が定数に達するまでこれらの手順を繰り返す。なお、候補者ではなく一定数以上の政党等に順位を付して投票することもできる。開票の際には、第1順位とされた政党等の候補者に投票用紙の記載順に順位が付与される。第2順位とされた政党等の候補者には、第1順位の政党等の末尾の候補者の次の順位から記載順に順位が付与され、第3順位の政党等以降も同様の順位付けが行われる。

(18) ニューサウスウェールズ州の議員1人当たりの人口（7,725,884人÷12議席）÷タスマニア州の議員1人当たりの人口（519,128人÷12議席）。“TABLE 4. Estimated Resident Population, States and Territories (Number).” Australian Bureau of Statistics website <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/ABS@Archive.nsf/log?openagent&310104.xls&3101.0&Time%20Series%20Spreadsheet&964E43C049DA3307CA2580890012261B&0&Jun%202016&15.12.2016&Latest>> 等。

(19) 連邦憲法第24条。ただし、各基本州から少なくとも5人の下院議員が選出される。基本州とは、連邦設立時以来の、ニューサウスウェールズ、ヴィクトリア、南オーストラリア、クイーンズランド、タスマニア、西オーストラリアの6州を指す。現在、オーストラリアには、この6州と首都特別地域及び北部特別地域がある。

(20) 上院は州代表と位置付けられているが、実際には党派政治が支配的であり、上院議員は多くの場合、選出された州よりも所属する政党に忠実であるとされる。Gwynneth Singleton et al., *Australian Political Institutions*, 8th ed., NSW: Pearson Education, 2006, p.164.

(21) 連邦憲法第7条。

(22) 連邦憲法は1900年に制定された。

の支配を懸念したためであり、各州同数の議員から構成される上院を有する、アメリカの連邦憲法の影響を受けたとされる⁽²³⁾。

3 スイス

(1) 選出方法

上院議員の定数は46人である。全26州のうち、6州で定数が各1人、20州で定数が各2人である。任期は4年で、州単位の直接選挙で選出されるが、選挙制度は州ごとに異なる。

(2) 較差

2016年9月の人口に基づくと、較差は46.48倍である⁽²⁴⁾。

連邦憲法は、下院について、選挙区を州単位とし、州の人口に比例した定数配分を規定しているが⁽²⁵⁾、上院については、州を代表する議員により構成される旨及び各州の定数配分（6州が定数各1人、20州が定数各2人）を定めている⁽²⁶⁾。このような二院制はアメリカの連邦議会をモデルにしており、人口の多い州の代表者が人口の少ない州の代表者を支配することを防止する目的があったとされる⁽²⁷⁾。

II 上院議員が主に直接選挙により選出される単一国家

1 イタリア

(1) 選出方法

上院は、主として公選議員によって構成され、他に数名の終身議員が存在する⁽²⁸⁾。公選議員の定数は315人で、任期は5年、解散がある⁽²⁹⁾。選挙区は、全20州のうち18州で州単位の大選挙区（比例区）18区（定数各2～49人、総数301人）、1州で小選挙区6区と全州単位1区（定数

⁽²³⁾ “Origins of the Senate,” *Senate Brief*, No.9, October 2016. Parliament of Australia website <http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Senate/Powers_practice_n_procedures/Senate_Briefs/Brief09>

⁽²⁴⁾ チューリッヒ州の議員1人当たりの人口（1,482,650人÷2議席）÷アッペンツェル・インナーローデン州（小選挙区）の人口15,948人。“Population résidante permanente et non permanente selon la catégorie de nationalité, le sexe et le canton, à la fin du 3e trimestre 2016.” Office fédéral de la statistique website <<https://www.bfs.admin.ch/bfsstatic/dam/assets/1500541/master>> 等。

⁽²⁵⁾ 連邦憲法第149条。ただし、各州は少なくとも定数1人を有する。

⁽²⁶⁾ 連邦憲法第150条。上院議員は州政府等の指示に拘束されないことが保障されている（連邦憲法第161条第1項）ことから、上院の州代表とは政治的な意味であり、法的な意味ではないとされる。山岡規雄『各国憲法集（6）スイス憲法』（調査資料2012-3-b 基本情報シリーズ⑫）国立国会図書館調査及び立法考査局，2013，p.10. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1> 実際には、政党の影響力が浸透したことにより、上院は州の利益を代表する役割を十分には果たしていないという指摘がある。飯田芳弘「6 スイス」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』東京大学出版会，2010，p.81.

⁽²⁷⁾ ワルター・ハラー（平松毅ほか訳）『スイス憲法—比較法的研究—』成文堂，2014，pp.7, 92-93.（原書名: Walter Haller, *The Swiss Constitution in a Comparative Context*, 2009.）

⁽²⁸⁾ 社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民で大統領により任命された者（5人まで）と、元大統領が終身議員となる（憲法第59条）。2017年1月現在、大統領により任命された者が4人、元大統領が1人である。

⁽²⁹⁾ なお、2016年12月に、上院を間接選挙によって組織される地域代表の院とし、定数削減と併せて権限を大幅に縮小することなどを内容とする憲法改正案が国民投票に付されたが、否決された。本稿の記述は、直近の上院選挙時（2013年2月）の制度に基づいている。

1人)、さらに1州で小選挙区1区、そのほかに在外選挙区4区(定数各1~2人、総数6人)がある。選挙制度は、プレミアム付きの拘束名簿式比例代表制を中心とする制度である⁽³⁰⁾。

(2) 較差

2016年1月の人口に基づくと、較差は2.57倍である⁽³¹⁾。

憲法は、下院について、在外選挙区を除き各選挙区の人口に比例して定数を配分する旨を規定しているが⁽³²⁾、上院については、在外選挙区を除いて州を基礎として議員を選出する旨を⁽³³⁾、及び原則として各州に最低でも定数7人⁽³⁴⁾を保障した上で、在外選挙区を除き各州の人口に比例して定数を配分する旨を定めている⁽³⁵⁾。

2 ス페인

(1) 選出方法

上院議員の定数は266人で、任期は4年である。直接選挙により208人が選出され、自治州議会による間接選挙で58人が選出される。直接公選議員は、原則として県単位の選挙区から選出され、選挙制度は、制限連記制を中心とし、一部で完全連記制、単純小選挙区制である⁽³⁶⁾。

(2) 較差

2016年7月の人口に基づくと、較差は、直接公選議員について149.24倍であり⁽³⁷⁾、自治州議会選出議員について2.99倍である⁽³⁸⁾。

⁽³⁰⁾ 大選挙区(比例区)では、有権者は1票を選挙区単位の政党名簿に投票する。その結果に基づいて、選挙区ごとに各政党に議席を比例配分する。定数2の州を除く17の選挙区では、最多得票の政党の獲得議席が当該選挙区の定数の55%未満の場合、当該政党に当該選挙区の定数の55%の議席を与える(プレミアム)。他の政党は、残りの議席から比例配分を受ける。各選挙区における政党名簿の上位から、配分議席分の候補者が当選人となる。阻止条項があり、州ごとに、得票率が20%以上かつ属する政党の少なくとも1つが得票率3%以上の政党連合や、州ごとに、得票率が8%以上の単独政党等が議席配分の対象となる。

⁽³¹⁾ ラツィオ州の議員1人当たりの人口(5,888,472人÷28議席)÷バジリカータ州の議員1人当たりの人口(573,694人÷7議席)。イタリア国内の各州を比較の対象とし、在外選挙区は除外した。demo.istat.it website <http://demo.istat.it/pop2016/index1_e.html> に掲載の2016年1月1日現在の人口データ等。

⁽³²⁾ 憲法第56条第4項。

⁽³³⁾ この規定は、上院が地域代表の院であることを意味するのではなく、上院の選挙区が州単位であることを意味するととどまるとされる。芦田淳「イタリアの対等な二院制下での立法過程をめぐる考察」『北大法学論集』62巻6号, 2012.3, pp.1610-1607。

⁽³⁴⁾ 例外として定数2人の州と、定数1人の州が1州ずつある。

⁽³⁵⁾ 憲法第57条。

⁽³⁶⁾ 2以上の定数に対して、定数分の候補者を選んで投票し、得票順に定数分の候補者が当選人となる制度が完全連記制であり、3以上の定数に対して、2人以上定数未満の所定の数の候補者を選んで投票し、得票順に定数分の候補者が当選人となる制度が制限連記制である。定数4の選挙区が47区、定数3の選挙区が3区、定数2の選挙区が2区、小選挙区が7区である。定数4の場合は3人までの候補者を、定数3及び2では2人までの候補者を、小選挙区では1人の候補者を、それぞれ選択する。

⁽³⁷⁾ マドリッド県選挙区の議員1人当たりの人口(6,442,356人÷4議席)÷エル・イエーロ島選挙区(小選挙区)の人口10,792人。“Results by Province: Resident population by date, sex and age.” Instituto Nacional de Estadística website <<http://www.ine.es/jaxiT3/files/t/en/xlsx/9687.xlsx?nocab=1>>; “Results by Islands: Resident population by date, sex and age group.” Instituto Nacional de Estadística website <<http://www.ine.es/jaxiT3/files/t/en/xlsx/9699.xlsx?nocab=1>> 等。

⁽³⁸⁾ アンダルシア州の議員1人当たりの人口(8,411,205人÷9議席)÷ラ・リオハ州(1議席)の人口312,641人。“Results by Autonomous Community: Resident population by date, sex and age.” Instituto Nacional de Estadística website <<http://www.ine.es/jaxiT3/files/t/en/xlsx/9681.xlsx?nocab=1>> 等。

憲法は、下院について、原則として県を選挙区の単位とし、各選挙区に最低限の定数配分を保障⁽³⁹⁾した上で、残りの定数を人口に比例して配分すると規定しているが⁽⁴⁰⁾、上院については、地域代表の院と位置付けた上で⁽⁴¹⁾、直接公選議員について原則として各県に4人ずつ定数を配分し、自治州議会選出議員について、各州に1人を配分した上で住民100万人ごとにさらに1人ずつを加えた数を定数とする旨を規定している⁽⁴²⁾。

3 チェコ

(1) 選出方法

上院議員の定数は81人である。任期は6年で、2年ごとに3分の1ずつ改選される。選挙制度は、小選挙区2回投票制⁽⁴³⁾である。81の小選挙区が3分の1ずつ区分され、2年ごとの選挙時には、上院選挙が行われる選挙区と行われない選挙区に分かれる。

(2) 較差

直近3回分の選挙(2012年、2014年、2016年)について各年の選挙時の各選挙区における第1回投票の登録有権者数に基づく、較差は1.47倍である⁽⁴⁴⁾。

憲法は、選挙制度について、下院は比例代表制、上院は多数代表制に基づくとして、両院ともに選挙権の平等を規定している⁽⁴⁵⁾。選挙法は、各選挙区の人口が、上院議員1人当たりの平

⁽³⁹⁾ 具体的には、選挙法(Ley Orgánica 5/1985, de 19 de junio, del Régimen Electoral General.)第162条第2項により、各県に定数2人が保障されている。

⁽⁴⁰⁾ 憲法第68条第2項。

⁽⁴¹⁾ 実際には、上院議員は地域的な要因よりも政党政治の影響を受けていると指摘されている。Lucas Pranke (updated by Camilo Schutte), "The Kingdom of Spain," Leonard Besselink et al., eds., *Constitutional Law of the EU Member States*, Deventer: Kluwer, 2014, p.1557.

⁽⁴²⁾ 憲法第69条。原則として県単位で選出される直接公選議員と間接選挙による自治州議会選出議員を議員数の点で比較すると、直接公選議員の方が多く、自治州議会選出議員は全上院議員の約2割を占めるにすぎない。県レベルに多くの議席が配分され、地方分権の担い手である自治州への議席配分が少ないため、上院が地域代表の院としての役割を十分に果たしていないとの指摘がある。Richard Gunther and José Ramón Montero, *The Politics of Spain*, Cambridge: Cambridge University Press, 2009, p.50. なお、スペインの地方自治制度の特色は、大きな権限を有する自治州の存在にあるとされ、同国は「自治州国家」(Estado de las Autonomías)とも称される。松田恵里「スペインの地方自治制度—自治州国家体制の新しい在り方とカタルーニャ独立運動を問う—(短報)」『レファレンス』782号, 2016.3, p.132. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914641_po_078208.pdf?contentNo=1>

⁽⁴³⁾ 1回目の投票で、過半数を獲得した候補者が当選人となる。過半数に届く候補者がいない場合は、上位2人による2回目の投票が行われ、比較多数を獲得した候補者が当選人となる。

⁽⁴⁴⁾ 第29選挙区(リトムニェツェ選挙区)の2012年の第1回投票における登録有権者数120,605人÷第25選挙区(プラハ第6選挙区)の2016年の第1回投票における登録有権者数81,958人。3分の1ずつ改選されるため、登録有権者数の基準年は複数年にわたる。“Election to the Senate of the Parliament of the Czech Republic held on 12.10.-13.10.2012: Election turnout in districts in 1st round.” Czech Statistical Office website <<http://www.volby.cz/pls/senat/se31?xjazyk=EN&xdatum=20121012&xv=1>>; “Election to the Senate of the Parliament of the Czech Republic held on 10.10.-11.10.2014: Election turnout in districts in 1st round.” Czech Statistical Office website <<http://www.volby.cz/pls/senat/se31?xjazyk=EN&xdatum=20141010&xv=1>>; “Election to the Senate of the Parliament of the Czech Republic held on 7.10.-8.10.2016: Election turnout in districts in 1st round.” Czech Statistical Office website <<http://www.volby.cz/pls/senat/se31?xjazyk=EN&xdatum=20161007&xv=1>>

⁽⁴⁵⁾ 憲法第18条。憲法を制定する際、地域間対立への懸念等を背景として、上院を地域代表の院とする考えは採用されなかった。Jan Kysela, “Bicameralism in the Czech Republic: Reasons, Functions, Perspectives.” Senate, Parliament of the Czech Republic website <http://www.senat.cz/informace/z_historie/studie/sbornik/bikameralismus-eng.php?ke_dni=26.10.2016&O=10> なお、憲法は1992年に制定された。

均人口から上下 15% 以上かい離した場合、選挙区画の見直しをしなければならないと規定している⁽⁴⁶⁾。

4 ポーランド

(1) 選出方法

上院議員の定数は 100 人で、任期は 4 年である。選挙制度は、単純小選挙区制である。

(2) 較差

直近の上院選挙(2015 年)における各選挙区の登録有権者数に基づくと、較差は 3.03 倍である⁽⁴⁷⁾。

憲法は、下院について平等選挙や比例代表制を規定しているが⁽⁴⁸⁾、上院についてはそのような規定を有していない⁽⁴⁹⁾。一方で選挙法は、上院の選挙区について、全国の人口を 100 で除して得られる数で、各選挙区の人口を除した商が 2 以上又は 0.5 未満の場合に選挙区画を見直すこと等を規定している⁽⁵⁰⁾。

Ⅲ 上院議員が間接選挙・任命等により選出される連邦国家

1 オーストリア

(1) 選出方法

上院議員の定数は 61 人で、各州⁽⁵¹⁾の定数は 3~12 人である。上院議員は各州議会により選出され、任期は各州議会の任期による⁽⁵²⁾。

(2) 較差

2015 年 10 月の人口に基づくと、較差は 1.72 倍である⁽⁵³⁾。

連邦憲法は、下院については、人口に比例した定数配分を規定しているが⁽⁵⁴⁾、上院については、人口に応じて州を代表すると規定し⁽⁵⁵⁾、最も人口の多い州から 12 人の上院議員が選出され、その他の州からは、当該州の人口が、最も人口の多い州の人口に占める割合に応じた上院

(46) 国会選挙法 (247/1995 Sb. Zákon ze dne 27. září 1995 o volbách do Parlamentu České republiky a o změně a doplnění některých dalších zákonů.) 第 59 条第 2 項。選挙区画の見直しは、上院が改選される年に行われる。

(47) 第 44 選挙区の登録有権者数 519,802 人 ÷ 第 61 選挙区の登録有権者数 171,751 人。“Wybory do Sejmu i Senatu Rzeczypospolitej Polskiej 2015: Wyniki wyborów do Senatu RP.” Państwowa Komisja Wyborcza website <http://parlament2015.pkw.gov.pl/351_Wyniki_Senat>

(48) 憲法第 96 条第 2 項。

(49) 普通選挙、直接選挙及び秘密選挙については規定している (憲法第 97 条第 2 項)。これは、下院も同様である (憲法第 96 条第 2 項)。

(50) 選挙法 (Ustawa z dnia 5 stycznia 2011 r. Kodeks wyborczy.) 第 261 条第 1 項。

(51) オーストリアには、9 州がある。

(52) 連邦憲法第 35 条第 1 項。

(53) ウィーン州の議員 1 人当たりの人口 (1,828,127 人 ÷ 11 議席) ÷ ブルゲンラント州の議員 1 人当たりの人口 (290,299 人 ÷ 3 議席)。“Population since 2008 by Länder.” Statistics Austria website <http://www.statistik.at/wcm/idc/idcplg?IdcService=GET_NATIVE_FILE&RevisionSelectionMethod=LatestReleased&dDocName=078395> 等。

(54) 連邦憲法第 26 条第 2 項。

(55) 連邦憲法第 34 条第 1 項。上院は州を代表する院として想定されているが、実際には、上院議員は州の利害よりも、所属する政党の意向に沿った行動を取っているとの指摘がある。Manfred Stelzer, *The Constitution of the Republic of Austria*, Oxford: Hart Publishing, 2011, pp.74-76.

議員が選出されるとしつつ、各州に対して最低でも定数3人を保障している⁽⁵⁶⁾。

2 カナダ

(1) 選出方法

上院議員の定数は105人（総督による4人又は8人の増員が可能であり、上限は113人）で、各州及び各準州⁽⁵⁷⁾の定数は、1～24人である。首相の助言に基づき総督が上院議員を任命する。上院議員は75歳が定年である。

(2) 較差

2016年10月の推計人口に基づく、較差は21.42倍である⁽⁵⁸⁾。

憲法は、カナダの4つの区域ごとの定数及び各州・準州の定数を定めている⁽⁵⁹⁾。4つの区域とは、次の①～④であり、各区域における上院議員の定数は、いずれも24人とされ、③及び④の各州には、括弧内の定数が配分される。具体的には、①オンタリオ州、②ケベック州、③ノヴァ・スコシア州（10）、ニュー・ブランズウィック州（10）、プリンス・エドワード・アイランド州（4）、④マニトバ州（6）、ブリティッシュ・コロンビア州（6）、サスカチュワン州（6）、アルバータ州（6）である。また、これらの州のほかに、ニューファンドランド・ラブラドール州には6人、ユーコン準州、北西準州、ヌナブット準州には、それぞれ1人、定数が配分される⁽⁶⁰⁾。アメリカの上院のような各州同数の定数配分は、連邦政府の犠牲の下に州政府に過大な権限を与えるものと考えられ、各州同数の定数配分ではなく、区域ごとに同数の定数配分としたとされる⁽⁶¹⁾。

3 ドイツ

(1) 選出方法

上院議員の定数は69人で、各州⁽⁶²⁾の定数は3～6人である。各州政府が所定の数の州政府構成員を上院議員に任命する。任期は、一定しない。

(2) 較差

2015年12月の人口に基づく、較差は13.30倍である⁽⁶³⁾。

⁽⁵⁶⁾ 連邦憲法第34条第2項。

⁽⁵⁷⁾ カナダには、10州と3準州がある。

⁽⁵⁸⁾ ブリティッシュ・コロンビア州の議員1人当たりの人口（4,773,345人÷6議席）÷ヌナブット準州（1議席）の人口37,146人。“Table 1-1 Quarterly population estimates, national perspective — Population.” Statistics Canada website <<http://www.statcan.gc.ca/pub/91-002-x/2016003/t002-eng.htm>> 等。

⁽⁵⁹⁾ 1867年憲法第22条。

⁽⁶⁰⁾ 地域の利害を代表することは、上院に期待されていた役割の1つであり、24人ずつの定数配分等に反映されている。しかし、上院は任命制であり、選挙で選ばれる下院と比較して民主的正統性を欠くことから、期待されていた役割を果たせなかったと指摘されている。Patrick J. Monahan and Byron Shaw, *Constitutional Law*, 4th ed., Toronto: Irwin Law, 2013, pp.87-88.

⁽⁶¹⁾ ジョン・セイウェル（吉田善明監修、吉田健正編訳）『カナダの政治と憲法 改訂版』三省堂、1994、p.25.

⁽⁶²⁾ ドイツには、16州がある。

⁽⁶³⁾ ノルトライン・ヴェストファーレン州の議員1人当たりの人口（17,865,516人÷6議席）÷ブレーメン州の議員1人当たりの人口（671,489人÷3議席）。“Gebiet und Bevölkerung,” 2017.1.26. Statistische Ämter des Bundes und der Länder website <http://www.statistik-portal.de/Statistik-Portal/de_jb01_jahrtab1.asp> 等。

基本法⁽⁶⁴⁾は、上院を州が連邦の立法等に協力する場と位置付け⁽⁶⁵⁾、各州は少なくとも3票、人口200万人以上の州は4票、人口600万人以上の州は5票、人口700万人以上の州は6票の表決権を有し、州政府が票数と同数の州政府構成員を上院議員に任命できると規定している⁽⁶⁶⁾。このように各州が有する表決権は3~6票とされ、人口規模が一定程度考慮されているが、完全な人口比例とはなっていない。これは、人口の多い一部の州によって上院の意思決定が左右されないようにしたためであるとされる⁽⁶⁷⁾。

4 ベルギー

(1) 選出方法

上院議員の定数は60人である。連邦⁽⁶⁸⁾を構成する共同体・地域議会による間接選挙により、50人が選出される。これらの上院議員が、さらに10人の上院議員を選出する。共同体・地域議会が選出した上院議員の任期は、当該共同体・地域議会の任期による⁽⁶⁹⁾。これらの上院議員が選出した10人の上院議員の任期は、下院の任期による⁽⁷⁰⁾。

(2) 較差

2016年1月の人口に基づくと、較差は1.23倍である⁽⁷¹⁾。

憲法は、下院については、各選挙区の人口に比例した定数配分を規定しているが⁽⁷²⁾、上院については、共同体・地域議会ごとの選出人数等、間接選挙の詳細を規定している⁽⁷³⁾。具体的には、フランドル議会⁽⁷⁴⁾により29人、フランス語共同体議会により10人、ワロン地域議会により8人、ブリュッセル首都地域議会のフランス語グループにより2人、ドイツ語共同体議会により1人が、それぞれ選出される。さらに、フランドル議会により選出された29人の上院議員

(64) 憲法に相当する。

(65) 基本法第50条。

(66) 基本法第51条。

(67) 岩崎美紀子『二院制議会の比較政治学—上院の役割を中心に—』岩波書店、2013、pp.125-127、181; Werner J. Patzelt, “3 The Very Federal House: The German Bundesrat,” Samuel C. Patterson and Anthony Mughan, eds., *Senates*, Columbus: Ohio State University Press, 1999, p.68.

(68) ベルギーは、オランダ語共同体、フランス語共同体、ドイツ語共同体の3つの共同体、及び、フランドル地域、ワロン地域、ブリュッセル首都地域の3つの地域から構成される連邦国家である。各共同体と各地域は、オランダ語共同体とフランドル地域が、フランス語共同体及びドイツ語共同体とワロン地域が、それぞれ地理的に対応している。自治体国際化協会編『ベルギーの地方自治』自治体国際化協会、2010、pp.5-6。<<http://www.clair.or.jp/forum/series/pdf/j31.pdf>>

(69) 憲法第70条第1項。

(70) 憲法第70条第2項。

(71) 後述のとおりベルギーの上院議員の選出方法は複雑であり、他国と同様に較差を試算することは困難である。本稿では、言語に着目して較差の大まかな目安を示すために、(オランダ語圏であるフランドル地域の人口6,477,804人÷オランダ語系上院議員35人)÷(フランス語圏であるワロン地域の人口3,602,216人÷フランス語系上院議員24人)という試算を行い、ブリュッセル首都地域の人口及びドイツ語系上院議員については対象外とした。“Population de droit par commune au 1 janvier 2016.” SPF Economie website <http://statbel.fgov.be/fr/binaries/2_Population_de_droit_au_1_janvier%2C_par_commune%2C_par_sexe_2011_2016_tcm326-194205.xls> 等。

(72) 憲法第63条。

(73) 憲法第67条等。上院は連邦を構成する各共同体・地域が集う場と位置付けられる。Belgian House of Representatives, “Senate Composition,” June 1, 2014. <http://www.dekamer.be/kvvcr/pdf_sections/pri/fiche/en_14_00.pdf>

(74) オランダ語共同体とフランドル地域の共通の議会。自治体国際化協会編 前掲注(68), p.14.

が6人を、フランス語共同体議会、ワロン地域議会及びブリュッセル首都地域議会のフランス語グループにより任命された20人の上院議員が4人を、それぞれ選出する。

IV 上院議員が間接選挙・任命等により選出される単一国家

1 アイルランド

(1) 選出方法

上院議員の定数は60人で、任期は5年である。職能別選挙により43人⁽⁷⁵⁾が、大学別選挙により6人⁽⁷⁶⁾が、首相の任命により11人が、それぞれ選出される。職能別及び大学別の上院議員の選挙は、下院解散後90日以内に行われる⁽⁷⁷⁾。上院議員の任命は、下院の解散総選挙後に任命された首相により行われる。

(2) 較差

職能別選挙における定数配分が、各産業分野の就業人口を適切に反映しているか否かは必ずしも明らかではない。例えば、農林水産分野からの選出議員は11人で、職能別選挙により選出される43人のうち25.58%を占めるが、2011年の国勢調査では、農林水産業従事者は4.93%にすぎない⁽⁷⁸⁾。一方、大学別選挙については、2016年の選挙における較差は1.79倍である⁽⁷⁹⁾。

憲法は、下院について、各選挙区の定数と人口の比率が、可能な限り全国均一でなければならないとしているが⁽⁸⁰⁾、上院については、上院議員の選出方法である職能別選挙、大学別選挙、首相による任命について詳細を定め⁽⁸¹⁾、職能別選挙による43人について各職能分野への定数配分の下限と上限(5~11人)及び大学別選挙による6人の定数配分(アイルランド国立大学選出議員とダブリン大学選出議員が各3人)を規定している。

(75) 内訳は、文化・教育分野から5人、農林水産分野から11人、労働分野から11人、産業・商業分野から9人、行政・社会サービス分野から7人である。下院議員、前上院議員及び地方議員により選出される。

(76) 内訳は、アイルランド国立大学選出議員とダブリン大学選出議員が、各3人である。両大学のいずれかの学位を持つ18歳以上の国民により選出される。

(77) 職能別の上院議員を選出する者のうち、下院議員は新たに選挙された下院議員であり、前上院議員は任期を終了した上院議員である。上院議員の任期は上院選挙の前日までとされている。

(78) 2011年の国勢調査において16~74歳の農林水産業従事者は87,250人、同じ年齢区分の産業別労働人口の総数は1,770,247人であった。前者を後者で除して割合を算出した。*Census 2011 Ireland and Northern Ireland*, Cork: Central Statistics Office, 2014. <<http://www.cso.ie/en/media/csoie/census/documents/north-south-spreadsheets/Census2011IrelandandNorthernIrelandwebversion1.pdf>>

(79) アイルランド国立大学選出議員1人当たりの有権者数(103,165人÷同選挙区定数3議席)÷ダブリン大学選出議員1人当たりの有権者数(57,732人÷同選挙区定数3議席)。“NUI Seanad Éireann Election 2016 Information for Electors,” 2016.2.8. National University of Ireland website <http://www.nui.ie/elections/seanad_Election_2016/voters_Election2016_FAQ.asp>; “Seanad Éireann Election April 2016.” Trinity College Dublin (University of Dublin) website <<https://www.tcd.ie/academicregistry/seanad/seanadapril2016/>> 等。

(80) 憲法第16条第2節第3項。

(81) 憲法第18条。職能別選挙における選挙人は政党に所属する政治家であるため、選出される上院議員の属性も同様の傾向となり、職能代表は必ずしも実現していないと指摘されている。John Coakley and Michael Gallagher, eds., *Politics in the Republic of Ireland*, 5th ed., London: Routledge, 2010, pp.221-222.

2 イギリス

(1) 選出方法

上院議員に定数はなく、任期は終身⁽⁸²⁾である。聖職貴族（大主教及び主教）、首相の助言に基づき国王が任命する一代貴族⁽⁸³⁾、世襲貴族⁽⁸⁴⁾により構成される。2017年1月現在の議員数は808人で、内訳は、聖職貴族が26人、一代貴族が692人、世襲貴族が90人である（請暇中の議員等を除く。）。

(2) 較差

上院議員には選挙区がなく⁽⁸⁵⁾、前述のような選出方法のため、他国と同様に較差を試算することは困難である。しかし、例えば上院議員の居住地の分布と人口分布を比較する調査が行われている⁽⁸⁶⁾。本稿では、直近の上院の資料⁽⁸⁷⁾に基づき、両者を比較することとする。この資料によれば、2016年1月時点で日当等の請求との関連で登録された居住地により上院議員を分類すると、イングランドが505人（83.61%）、スコットランドが58人（9.60%）、ウェールズが19人（3.15%）、北アイルランドが18人（2.98%）、海外が4人（0.66%）である⁽⁸⁸⁾。一方、2015年6月の推計人口に基づき各地域の推計人口がイギリス全体に占める割合を試算すると、イングランドが84.14%、スコットランドが8.25%、ウェールズが4.76%、北アイルランドが2.84%である⁽⁸⁹⁾。このように上院議員の居住地の分布は、人口分布とほぼ同様の傾向を示している。

3 オランダ

(1) 選出方法

上院議員の定数は75人で、任期は4年、解散がある。州議会議員による間接選挙で選出される⁽⁹⁰⁾。上院選挙は、解散の場合を除き、州議会選挙の後3か月以内に行われる。上院選挙における州議会議員の投票結果はまず全国集計され順次議席配分等が行われるが、全国集計の際、州議会議員が投じた各票に州ごとに決められた「投票価値」が乗じられる。「投票価値」は、州議会議員の投じる1票の価値を、州人口に比例させるように調整することを目的とした係数である⁽⁹¹⁾。

⁽⁸²⁾ 後述の大主教及び主教と官職指定世襲議員の任期は、当該職にある間に限られる。

⁽⁸³⁾ 政党推薦及び任命委員会の推薦（非政党議員）等がある。

⁽⁸⁴⁾ 内訳は、上院による選出が15人、各党派所属の世襲貴族による選出が75人、官職指定が2人（式部長官及び紋章院総裁）である。

⁽⁸⁵⁾ Robert Rogers and Rhodri Walters, *How Parliament Works*, 7th ed., London; New York: Routledge, 2015, p.117.

⁽⁸⁶⁾ Meg Russell and Meghan Benton, *Analysis of existing data on the breadth of expertise and experience in the House of Lords*, London: The Constitution Unit, Department of Political Science/School of Public Policy, University College London, 2010, pp.49-52. <http://lordsappointments.independent.gov.uk/media/17348/ucl_report.pdf>

⁽⁸⁷⁾ Charley Coleman, "Regional Representation in the House of Lords," *House of Lords Library Note*, LLN 2016/038, 14 July 2016. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2016-0038/LLN-2016-0038.pdf>>

⁽⁸⁸⁾ 2016年1月時点で、820人の上院議員のうち、604人が居住地を公開しており、216人が公開していない。地域ごとの上院議員の割合は、各地域の上院議員数を604人で除して算出している。

⁽⁸⁹⁾ イングランドが54,786,327人、スコットランドが5,373,000人、ウェールズが3,099,086人、北アイルランドが1,851,621人であり、各地域の推計人口をイギリス全体の65,110,034人で除して地域ごとの推計人口の割合を算出した。なお、四捨五入のため合計は100%にならない。"MYE2: Population estimates by single year of age and sex for local authorities in the UK, mid-2015: All Persons." Office for National Statistics website <<https://www.ons.gov.uk/file?uri=/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/datasets/populationestimatesforukenglandandwalesscotlandandnorthernireland/mid2015/ukmye2015.zip>>

⁽⁹⁰⁾ オランダには、12州がある。

(2) 較差

直近の上院選挙（2015年）における各州の人口1人当たりの選挙結果への影響度の観点から較差を試算すると、1.01倍である⁽⁹²⁾。

憲法に基づき、上院議員は、州議会議員により選出されるが⁽⁹³⁾、州の代表ではないとされる⁽⁹⁴⁾。

4 スロベニア

(1) 選出方法

上院議員の定数は40人で、任期は5年である。間接選挙により、職能代表として18人⁽⁹⁵⁾が、地域代表として22人⁽⁹⁶⁾が、それぞれ選出される。

(2) 較差

2012年1月の人口に基づくと、地域代表議員の較差は12.91倍である⁽⁹⁷⁾。

憲法は、上院を社会的、経済的、職能的、地域的な利害を代表する院と位置付け、職能代表議員及び地域代表議員別の定数について規定している⁽⁹⁸⁾。

5 フランス

(1) 選出方法

上院議員の定数は348人である。任期は6年で、3年ごとに約半数ずつ改選される。おおむね各県を単位とした選挙区であり、下院議員、州議会議員、県議会議員、市町村議会の代表等を選挙人団とする間接選挙で選出される⁽⁹⁹⁾。3年ごとの選挙時には、上院選挙が行われる選挙区と行われない選挙区に分かれる。なお、12議席が国外在住のフランス人の代表として位置付けられている。

(91) 「投票価値」は、(選挙年の1月1日付け人口[州単位]) ÷ (州議会議員数 × 100) の商を四捨五入して整数とした値である(選挙法(Wet van 28 september 1989, houdende nieuwe bepalingen inzake het kiesrecht en de verkiezingen.) U2条)。

(92) ゼーラント州の人口1人当たりの上院選挙における影響度(ゼーラント州の州議会議員数[39人] × 同州議会議員の1票に乗じられる投票価値[98] ÷ 同州の2015年1月人口[380,717人]) ÷ フリースラント州の人口1人当たりの上院選挙における影響度(フリースラント州の州議会議員数[43人] × 同州議会議員の1票に乗じられる投票価値[150] ÷ 同州の2015年1月人口[646,324人])。"Stemwaarde." Kiesraad website <<https://www.kiesraad.nl/verkiezingen/inhoud/eerste-kamer/uitslagen/stemwaarde>> 等。

(93) 憲法第55条。

(94) Rudy B. Andeweg and Galen A. Irwin, *Governance and Politics of the Netherlands*, 4th ed., Houndmills, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2014, pp.164-165.

(95) 内訳は、雇用者代表が4人、被用者代表が4人、農業・手工業・小売業等代表が4人(農業2人、手工業・小売業1人、その他1人)、非商業分野代表が6人(大学等、教育等、調査研究、文化・スポーツ、医療、社会福祉の各分野から各1人)であり、各職能団体により選出される。

(96) 地理的、歴史的かつ利害関係の点から全国が22の選挙区に分割される。1つの自治体が1つの選挙区を構成している場合は当該自治体議会の議員が、複数の自治体が1つの選挙区を構成している場合は自治体議会が選出した代表が、それぞれ各選挙区における選挙人団を構成する。

(97) 第1選挙区の人口348,659人 ÷ 第15選挙区の人口27,004人。"NAVODILA IN ROKOVNIK-VOLITVE V DRŽAVNI SVET 2012." Državna volilna komisija website <<http://www.dvk-rs.si/index.php/si/strani/navodila-in-rokovniks-2012>> 等。

(98) 憲法第96条。

(99) 市町村議会の代表が、選挙人団の約96%を占めるとされる。"Les éléments clés des sénatoriales 2014." Sénat website <<http://www.senat.fr/senatoriales2014/index.html>>

(2) 較差

2016年1月の推計人口に基づくと、較差は4.77倍である⁽¹⁰⁰⁾。

憲法は、上院を地方公共団体の代表を確保する院と位置付け⁽¹⁰¹⁾、間接選挙により選出されると規定している⁽¹⁰²⁾。

おわりに

本稿で取り上げた16か国について、4つのグループごとに次のような特徴を指摘することができる。

まず、上院議員が直接選挙により選出される連邦国家の場合、上院は州代表と位置付けられ、人口の少ない州への配慮から、憲法に基づき原則として各州同数の定数配分が行われている。そのためアメリカを始めとして、較差は非常に大きい。

次に、上院議員が主に直接選挙により選出される単一国家の場合、スペインのように上院を地域代表と位置付け、直接公選議員について憲法に基づき原則として各県に同数の定数を配分し、較差が非常に大きい国もあれば、チェコのように許容される較差に法律で一定の限度が設けられ、較差が非常に小さい国もある。

3番目に、上院議員が間接選挙・任命等により選出される連邦国家の場合、憲法で原則として州別の定数配分が規定されているが、各州同数の定数配分にはなっていない。特にオーストリアとドイツでは、一定程度人口に比例した州別の定数配分が行われているものの、人口比例の程度の差等から、オーストリアの較差は小さく、ドイツの較差は大きい。

最後に、上院議員が間接選挙・任命等により選出される単一国家の場合、選出方法が多様で、地域別の定数配分となっていない例もあり、較差を比較することが困難な国が含まれる。その中でも、オランダのように較差を小さくする工夫をしている国もあれば、スロベニアやフランスのように憲法で上院を地域代表と位置付け、ある程度の較差が生じている国もある。

このように16か国という限られた数の国を見るだけでも、各国の上院の位置付けに応じて、上院議員の選出に係る較差には幅がある。参議院の較差是正等をめぐる議論の際には、参議院の位置付けを明確にした上で議論を行うことが肝要であろう。

(なす としき)

⁽¹⁰⁰⁾ エロー県の議員1人当たりの人口(1,136,956人÷4議席)÷クルーズ県の議員1人当たりの人口(119,107人÷2議席)。フランス本土の各県(96県、定数各1~12人)を比較の対象とし、海外の領土等は除外した。“Estimation de population au 1er janvier, par département, sexe et grande classe d'âge: Année 2016.” Insee website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/fichier/1893198/estim-pop-dep-sexe-gca-1975-2016.xls>> 等。

⁽¹⁰¹⁾ 上院は地方公共団体を総体として代表するのであり、個別の地方公共団体を代表するのではないという見解が示されている。只野雅人「政治代表と人・領域・利益—フランスにおける「地域代表」・再論—」長谷部恭男ほか編『現代立憲主義の諸相—高橋和之先生古稀記念—上』有斐閣, 2013, pp.71-79.

⁽¹⁰²⁾ 憲法第24条第4項。前述のとおり上院の選挙区はおおむね各県を単位としている。各県への定数配分の基準は明文では規定されていないが、従来は原則として人口15万人までにつき定数1人を、それを超える場合は人口25万人ごと又は端数について定数1人を配分するものとされていた。福岡英明『現代フランス議会制の研究』信山社出版, 2001, pp.161-169.